

## 1 「営業所(本店・支店)」の変更

	変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
ア	<p>■ 営業所を移転した場合</p> <p>※営業所の移転、支店の移転に伴い、社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の事業所番号に変更がある場合は、社会保険の変更届の提出が必要です。</p>	<p>■ 変更届の表紙（大阪府用、届出者用）</p> <p>■ 変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）</p> <p>■ 商業登記簿謄本 （発行日から3か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。ただし、登記内容に変更がない場合は不要です。）</p> <p>■ 営業所概要書 （建物の全景、事務所入口（看板、表札、ポスト等）、事務所内部（固定電話、事務機器、机等什器備品、建設業の許可票）が判別できる写真。自己所有または賃貸借等の記載。）</p> <p>※支店の移転の場合は下記も併せて必要</p> <p>■ 変更届出書（第二面） （省令様式第22号の2）</p>	不要
イ	<p>■ 営業所の電話番号を変更した場合</p>	<p>■ 変更届の表紙（大阪府用、届出者用）</p> <p>■ 変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）</p> <p>※支店の変更の場合は下記も併せて必要</p> <p>■ 変更届出書（第二面） （省令様式第22号の2）</p>	不要
ウ	<p>■ 営業所所在地の住居表示が変更になった場合</p>	<p>■ 変更届の表紙（大阪府用、届出者用）</p> <p>■ 変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）</p> <p>■ 商業登記簿謄本 （発行日から3か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。登記内容に変更がない場合は不要です。）</p> <p>※支店の変更の場合は下記も併せて必要</p> <p>■ 変更届出書（第二面） （省令様式第22号の2）</p>	■ 新住居表示通知書等

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
<p><b>工</b> ■支店等の新設  (同時に、専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更の手続きが必要となります。)</p> <p>※専任技術者は、P.2-31～2-41を、建設業法施行令第3条に規定する使用人はP.2-42を参照</p> <p>※支店の新設に伴い、社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況に変更がある場合は、社会保険の変更届の提出が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</li> <li>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</li> <li>■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2)</li> <li>■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で変更前後の内容が確認できるもの。ただし、支店登記がない場合や登記内容に変更がない場合は不要です。)</li> <li>■営業所概要書 (建物の全景、事務所入口(看板、表札、ポスト等)、事務所内部(固定電話、事務機器、机等什器備品、建設業の許可票)が判別できる写真。自己所有または賃貸借等の記載。)</li> </ul>	不要
<p><b>オ</b> ■支店等の廃止  (同時に、専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の削除の手続きが必要となります。)</p> <p>※支店の廃止に伴い、社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況に変更がある場合は、社会保険の変更届の提出が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</li> <li>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</li> <li>■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2)</li> <li>■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で変更前後の内容が確認できるもの。ただし、支店登記がない場合や登記内容に変更がない場合は不要です。)</li> </ul>	不要
<p><b>カ</b> ■営業所の業種の変更  (同時に、専任技術者の変更の手続きが必要となります。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</li> <li>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</li> <li>■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2)</li> </ul>	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。  
(詳細はP.6-28～P.6-29をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類を提示してください。（詳細は P.6-30 をご確認ください。）

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

## ☆営業所の要件確認等

営業所（本店・支店）について新設・変更する場合、以下の事務所の使用権利関係を確認するための記載が必要です。また、支店等を設置する場合は、支店ごとの確認が必要です。

ただし、疑義が生じた場合には、変更事項がなくても、確認書類の提示を求めることがあります。

### ■ 営業所概要書

- 常勤役員等及び当該役員等を直接に補佐する者、専任の技術者、政令第3条に定める使用人（支店長等）が常勤する勤務場所等を確認するためのものです。
- 申請直前の3か月以内に撮影したカラー写真4枚程度（建物の全景、事務所入口（看板、表札、ポスト等）、事務所内部（固定電話、事務機器、机等什器備品）が判別できるもの）を写真貼付用紙に貼付してください。
- 有効な許可がある場合は建設業許可票（内容が全て把握できるように拡大したもの）も併せて貼付してください。

様式第1号(第2条関係)

営業所概要書		(1枚目)
営業所の名称	本店	営業所名（本店、営業所名）を記載します。
所在地	大阪府大阪市住之江区南港北6-5-4	所在地（住所）を記載します。
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号を記載します。
権利確認	①. 申請者（役員等を含む）所有 2. 賃貸借 3. その他（ ）	いずれかの権利確認を記載します。
1 建物の全景	令和3年6月10日撮影	
【作成要領】		
1 主たる営業所及び従たる営業所のそれぞれについて、申請日又は届出日前3か月以内に撮影した写真をこの台紙に貼付してください。		
2 写真は、カラーとします。（デジタルカメラにより撮影した写真も可）		
3 営業所が現実には営業していることを確認できる写真を添付してください。確認が困難な場合は、必要に応じて追加の写真又は建物の見取図等の添付を求めることがあります。		
2 事務所の看板等	令和3年6月10日撮影	

例えば、関連会社や株主が所有・賃貸借の場合で、同居承諾や使用承諾により、事務所要件を満たしている場合は、1 または 2 及び 3 に○をして、3.その他（同居承諾や使用承諾）と記載します。

また、物件は賃貸借であるが、「居住のみ」とされている場合は、2 に○をして、3.その他（使用承諾）と記載し、事務所要件を満たしていることを確認します。

3.その他（ ）のみは、「プレハブ」など 1、2 には全く該当していない場合に記載します。

※権利関係の記載に加えて、必要に応じて、不動産登記簿謄本、賃貸借契約書又は使用承諾書等の提示を求め場合があります。

## 2 「商号又は名称」の変更

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
ア ■法人の商号又は名称に変更があった場合 ■有限会社が株式会社に組織変更した場合	■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。)	不要
イ ■個人事業の屋号又は名称に変更があった場合	■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2)  ※商号を登記している場合のみ必要 ■商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。)	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第 2 号)を添付してください。

(詳細は P.6-28~P.6-29 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類を提示してください。(詳細は P.6-30 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

## 3 「資本金」の変更

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
ア ■資本金額を増資又は減資した場合 株主等※に変更が生じた場合は、 <b>株主等の変更の            手続きが必要です。</b> P.3-8 参照	■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの)	不要

※株主等とは、

「法人でかつ株式会社である場合にあっては、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主、その他の法人にあっては、出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者」をいいます。

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第 2 号)を添付してください。

(詳細は P.6-28~P.6-29 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類を提示してください。(詳細は P.6-30 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

# 営業所・商号・資本金変更の場合の記載例

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)

00006

## 変更届出書

(第一面)

下記のとおり、  
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者  
 {建設業法第15条第2号}

令和 年 月 日

大阪市住之江区南港北1-14-16  
 大阪建設(株)  
 届出者 代表取締役 大阪 太郎

許可年月日

令和 01 年 10 月 10 日

許可番号 3527 知事許可(特-01)第000100号

法人番号 364000020270008

変更年月日を必ず記載します。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号を記入ください。商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁)の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。

営業所変更の場合

商号変更の場合

資本金変更の場合

支店についての変更を伴う場合、省令様式第22号の2(第二面)も併せて必要です。

項目	変更前	変更後	変更年月日	備考
本店	大阪市住之江区南港南9-5-4	大阪市住之江区南港北1-14-16	R3.2.20	
郵便番号	559-0032	559-8555	R3.2.20	
電話番号	06-6941-0001	06-6941-0351		
商号	南港建設(株)	大阪建設(株)	R3.2.20	
資本金	10,000千円	25,000千円	R3.2.20	

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 オ オ サ カ ケ ン セ ツ

商号の変更がある場合はこちらも記載します。

商号又は名称 38 大 阪 建 設 ( 株 )

営業所の変更がある場合は変更箇所について記載します。

代表者又は個人の氏名 40

主たる営業所の所在地市区町村 41 27125 都道府県名 大阪府 市区町村名 大阪市住之江区

主たる営業所の所在地 42 南 港 北 1 - 1 4 - 1 6

郵便番号 43 559-8555 電話番号 06-6941-0351

資本金額又は出資総額 44 25000 (千円)

資本金の変更がある場合はこちらも記載します。

連絡先 所属等 氏名 電話番号  
 ファックス番号





## 4 「法人の役員等(株主等を除く)」の変更

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
<p>ア ■役員等の就任があった場合</p>	<p>■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2)</p> <p>■役員等の一覧表 (省令様式第 1 号 別紙 1)</p> <p>■a 誓約書 (省令様式第 6 号)</p> <p>■b 登記されていないことの証明書 (発行日から 3 か月以内の原本)</p> <p>※「登記されていないことの証明書」に加えて、「診断書」の提出が必要となる場合があります。</p> <p>■c 市町村の長の証明書 (発行日から 3 か月以内の原本)</p> <p>ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、住民票 (国籍、氏名 (通称名含む)、生年月日を確認できる本人の抄本) (発行日から 3 か月以内の原本) を添付してください。</p> <p>■d 許可申請者の調書 (省令様式第 12 号)</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないものを提出して下さい。</p> <p>※a～d の書類は、取締役であった者が代表取締役に就任する場合又はその逆の場合 (建設業法施行令第 3 条に規定する使用人が身分を継続しながら新たに役員等に就任する場合を含む。) は不要です。</p> <p>※a～c の書類は、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人が新たに役員に就任する場合は不要です。</p> <p>■商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、就任等の事実が記載されているもの)</p> <p>※b～c および商業登記簿謄本は、顧問・相談役、その他いかなる名称を有する者かを問わず、法人に対し役員と同等以上の支配力を有する者は不要です。</p>	<p>不要</p>
<p>イ ■役員等の辞任、退任等があった場合</p> <p>(当該役員が常勤役員等 (経營業務の管理責</p>	<p>■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2)</p> <p>■役員等の一覧表 (省令様式第 1 号別紙 1)</p>	<p>不要</p>

	<p>任者)であった場合は、同時に、変更手続きが必要となります。) P.2-1~P.2-3 参照</p>	<p>■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、辞任、退任等の事実が記載されているもの) ※商業登記簿謄本は、顧問・相談役、その他いかなる名称を有する者かを問わず、法人に対し役員と同等以上の支配力を有する者は不要です。</p>	
ウ	<p>■役員等の氏名を変更した場合</p> <p>(当該役員が常勤役員等(経營業務の管理責任者)であった場合は、同時に、変更手続きが必要となります。) P.2-1~P.2-4 参照</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■役員等の一覧表 (省令様式第1号 別紙1) ■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、氏名の変更の事実が記載されているもの) ※商業登記簿謄本は、顧問・相談役、その他いかなる名称を有する者かを問わず、法人に対し役員と同等以上の支配力を有する者は不要です。</p>	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。

(詳細は P.6-28~P.6-29 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類を提示してください。(詳細は P.6-30 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

## 5 「株主等」の変更(覚知してから30日以内の届出)

変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
<p>ア ■新たに株主等<sup>*</sup>に該当した場合</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■役員等の一覧表 (省令様式第1号 別紙1) ■誓約書(省令様式第6号) ■許可申請者の調書 (省令様式第12号) ■株主(出資者)調書 (省令様式第14号)</p>	不要
<p>イ ■保有株式が100分の5未満となり、株主等<sup>*</sup>に該当しなくなった場合</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■役員等の一覧表 (省令様式第1号 別紙1) ■株主(出資者)調書 (省令様式第14号)</p>	不要







## 株主等の変更の場合の記載例

様式第十二号（第四条関係）

許可申請者 （ 法人の役員等  
本 人  
法 定 代 理 人  
法定代理人の役員等 ） の住所、生年月日等に関する調書

顧問・相談役・株主等の場合、賞罰の記載・署名は不要です。

住 所	大阪府大阪市阿倍野区南港北1-14-16-202		
氏 名	大阪 花子	生 年 月 日	昭和60年 3月 22日生
役 名 等	株主等		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
令和      年      月      日		氏 名	

### 記載要領

- 「（法人の役員等  
本 人  
法 定 代 理 人  
法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

**建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください**  
（申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務委託業者が運営しております）

#### 【対面相談】

（申請書類事前チェックサービスコーナー）  
場 所：建築振興課 申請会場内  
相談日：月曜日～金曜日  
          （祝日・年末年始を除く）  
時 間：午前9時30分～午後5時  
**※午後5時に終了しますので  
余裕を持ってご来庁ください。**

#### 【電話相談】

相談専用：06-6210-9735  
代表電話：06-6941-0351  
          （内線 3089・3090）  
時 間：午前9時～午後6時  
**※ご相談の内容によっては、来庁をお願い  
することがありますのでご了承ください。**

## 6 「支配人・個人事業主」「支配人の氏名」の変更

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
<p>ア ■支配人が交代した場合</p> <p>(同時に、常勤役員等(経營業務の管理責任者)の変更手続きが必要となります。)P.2-1~P.2-4 参照</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■誓約書(省令様式第6号)</p> <p>■登記されていないことの証明書 (発行日から3か月以内の原本)</p> <p>※「登記されていないことの証明書」に加えて、「診断書」の提出が必要となる場合があります。</p> <p>■市町村の長の証明書 (発行日から3か月以内の原本)</p> <p>ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、住民票(住所、国籍、氏名(通称名含む)、生年月日を確認できる本人の抄本)(発行日から3か月以内の原本)を添付してください。</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないものを提出して下さい。</p> <p>■建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(省令様式第11号)</p> <p>■支配人登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、支配人登記の事実が記載されているもの)</p>	<p>不要</p>
<p>イ ■個人事業主、支配人の氏名を変更した場合</p> <p>(同時に、常勤役員等(経營業務の管理責任者)の変更手続きが必要となります。)P.2-1~P.2-4 参照</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■支配人登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、支配人の氏名の変更登記の事実が記載されているもの)</p>	<p>■戸籍抄本、住民票等(氏名の変更が確認できるもの)</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。</p>

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。

(詳細は P.6-28~P.6-29 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類を提示してください。(詳細は P.6-30 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

## 7 廃業した場合

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
■一部の業種を廃業した場合 (一部廃業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)</li> <li>■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2)</li> <li>■届出書 (省令様式第 22 号の 3)</li> <li>■廃業届 (省令様式第 22 号の 4)</li> </ul> <p>※「経管」削除で一部廃業するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■役員等の一覧表 (省令様式第 1 号別紙 1)</li> </ul> <p>※「専技」削除で一部廃業するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■専任技術者一覧表 (省令様式第 1 号別紙 4)</li> </ul>	不要
■全部の業種を廃業した場合 (全部廃業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)</li> <li>■廃業届 (省令様式第 22 号の 4)</li> </ul>	■ 下記記載※

※廃業届 (省令様式第 22 号の 4) のうち、備考欄「廃業年月日」「廃業の理由」について誤りがあった場合においても、再度提出が必要です。

### ■ ※届出事由、届出者及び確認書類

届出事由	届出者	確認書類
1 個人事業主が死亡	相続人	戸籍抄本
2 法人が合併により消滅	解散時に役員であった者	解散時の商業登記簿謄本
3 法人が破産手続開始決定により解散	破産管財人	破産管財人であることが確認できる商業登記簿謄本又は裁判所命令書、破産管財人の印鑑証明書
4 2及び3以外の事由による法人の解散	清算人 (代表清算人)	商業登記簿謄本
5 建設業を廃止	個人事業主又は法人の役員	届出者本人であることを証する書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)

※確認書類については提出 (写し) を求める場合があります。

※郵送及び投函での届出の際は、確認書類をご同封ください。

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第 2 号) を添付してください。

(詳細は P.6-28~P.6-29 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類を提示してください。(詳細は P.6-30 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承ください。

# 一部廃業（支店廃止）の場合の記載例

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)  
000006

## 変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
  - (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
- 建設業法第15条第2号

について変更があったので届出をします。

令和 年 月 日

大阪市住之江区南港北6-5-4  
大阪建設(株)

届出者 代表取締役 大阪 次郎

許可年月日

第0000100号 令和01年10月10日

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号を記入ください。商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁)の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。

法人番号 36400002020270008

変更年月日を必ず記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
一部廃業の場合	一部廃業する前の業種を記載します。	一部廃業した後の業種を記載します。		
業種	建大屋タ内	建大屋	R3.2.20	
一部廃業で経管又は専技の削除を伴う場合				
専任技術者	大阪 次郎	—	R3.2.20	
経営業務の管理責任者等	住之江 五郎	—	R3.2.20	
支店を廃止する場合				
支店の廃止	大阪営業所	—	R3.2.20	
支店の業種	建大屋タ内		R3.2.20	支店を廃止する場合は、変更届出書(第二面)も必要です。
専任技術者	大阪 次郎		R3.2.20	
令3使用人	住之江 五郎		R3.2.20	

様式第二十二号の三(第十条の二関係)

(用紙A4)  
000008

## 届出書

下記のとおり、

- (1)建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2)建設業法第7条第2号又は同法第16条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (3)専任の技術者を削除した
- (4)欠格要件に該当するに至った

「経営業務の管理責任者」を削除することによって「一部廃業」する場合にのみ記載します。  
※全業種について、後任者がいる場合は不要です。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長

大阪市住之江区南港北1-14-16  
大阪建設(株)

届出者 代表取締役 大阪 太郎

許可年月日

第0000100号 令和01年10月10日

「専任技術者」を削除することによって「一部廃業」する場合にのみ記載します。  
※全業種について、後任者がいる場合は不要です。

氏名 52 住之江 五郎

(1)建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S28年05月13日

削除する「専任技術者」が担当していた業種を全て記載します。  
※一部廃業しない業種も含めます。

氏名 53 百香 鳥 梅

(2)建設業法第7条第2号又は同法第16条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S59年02月28日

営業所の名称 本店 建設工事の種類 建大屋タ内



# 廃業した場合の記載例

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

(用紙A4)  
00009

## 廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

届出者は下記の「**廃業の理由**」により異なりますので、ご注意ください。  
※下記の一覧表を参照してください。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

届出者 大阪住之江区南港北6-5-4  
大阪建設(株)  
代表取締役 大阪 次郎

全部廃業の場合は「1」  
一部廃業の場合は「2」を記載します。

届出の区分 5 5 2 7 ( 1. 全部の業種の廃業  
2. 一部の業種の廃業 )

大臣 コード  
知事

許可番号 5 5 2 7

国土交通大臣 許可(般特01)第0001000号

許可年月日 令和01年10月0日

### 記

廃止した建設業 5 6 ( 1. 一般  
2. 特定 )

届出時に許可を受けている建設業 5 7 ( 1. 一般  
2. 特定 )

現在有している許可を下段に、今回廃業する業種を上段に記載します。

行政庁側記入欄  
整理区分 5 8

決裁年月日 5 9 令和 年 月 日

廃業等の年月日を記載します。

### 【備考】

廃業等の年月日

令和 3年 2月 20日

廃業等の理由

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
- (2) 法人が合併により消滅したため
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

届出事由	届出者	確認書類
1 個人事業主が死亡	相続人	戸籍抄本
2 法人が合併により消滅	解散時に役員であった者	解散時の商業登記簿謄本
3 法人が破産手続開始決定により解散	破産管財人	破産管財人であることが確認できる商業登記簿謄本又は裁判所命令書、破産管財人の印鑑証明書
4 2及び3以外の事由による法人の解散	清算人(代表清算人)	商業登記簿謄本
5 建設業を廃止	個人事業主又は法人の役員	届出者本人であることを証する書類(運転免許証、マイナンバーカード等)